

地域公共交通計画と自転車活用推進計画を統合した「湯沢町地域移動環境計画」の策定

観光立町宣言
湯沢町
君と一緒に暮らす町

新潟県 湯沢町商工観光部企画観光課 富沢雅文 笛田利広 平賀大裕
湯沢町地域活性化起業人 ((株) ドーコン) 小美野智紀

背景と目的

計画立案前の状況

- 新潟県湯沢町は人口約7900人の山間部の町であり、起伏に富み冬は豪雪となるなど自転車利用には不利である町
- 冬のスキーリゾートや温泉地として知られており、多くの観光客が来訪するがグリーンシーズンの集客が課題
- 「雪国魚沼ゴールデンサイクルルート」を近隣の南魚沼市・魚沼市とともに推進しているが、町内の機運が高まってはいない
- 観光二次交通としての公共交通の拡充は喫緊の課題 でも自転車は町民の意識がない・・・

いわゆる「自転車文化」はほぼ皆無に近い。
でもサイクルルートもあり自転車の計画を作るべき時期。自転車はグリーンシーズンの観光コンテンツとしても考えようよ・・・

そこで・・・

プロジェクトの内容

地域公共交通計画 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画)

+

自転車活用推進計画 (自転車活用推進法に基づく法定計画)

= 湯沢町地域移動環境計画

一体で策定!

計画の策定



計画書のダウンロードはこちらから



計画の目標 (理念): 「持続可能な生活・観光移動環境の実現」

Point 1 関連計画の一元化

地域公共交通計画・自転車活用推進計画他の計画を統合
地域公共交通の問題を自転車と一緒に解決していく

全国初!

Point 2 サービスレベルの設定

町内を立地適正化計画をベースにした4地域に区分し、地域交通として提供するサービスレベルを設定

公共交通と自転車双方での
この考え方の導入は国内初!

自転車ネットワークへのアクセス距離を
明確化
(町の中心部・居住誘導地域・観光集積
地区では0.5km以内でアクセスできる)

シェアサイクルポートへのアクセス距離
も規定

立地適正化計画を考え方の根底に置く
ことで、行政としての一貫した考え方を
提示

= 持続可能な交通施策の展開

サービスレベルイメージ(概要)
交通サービスエリア区分(案)



地域輸送サービスの供給サービス水準

エリア	定時定路線 運行間隔	居住等から停留所 までの距離	その他 地域輸送サービス
町中心部	30分に1回	150m以内	タクシーのほか、毎日2回以上運行するワンマンタクシーや、ワンマンタクシーと併走するワンマンタクシーなど、タクシーと同等のサービス水準を確保する。
居住誘導・ 観光集積 地区	30~60分に1回	300m以内	タクシーのほか、毎日2回以上運行するワンマンタクシーや、ワンマンタクシーと併走するワンマンタクシーなど、タクシーと同等のサービス水準を確保する。
都市計画 区域外	60分に1回	300m以内	タクシーのほか、毎日2回以上運行するワンマンタクシーや、ワンマンタクシーと併走するワンマンタクシーなど、タクシーと同等のサービス水準を確保する。
その他 町内	120分に1回	300m以内	タクシーのほか、毎日2回以上運行するワンマンタクシーや、ワンマンタクシーと併走するワンマンタクシーなど、タクシーと同等のサービス水準を確保する。

地域モビリティ空間の供給サービス水準

エリア	以下施設への移動ルートが確保されている	自転車通行空間 (自転車 ネットワーク路線) までの距離
町中心部	○ ○ ○ ○ ○	概ね0.5km
居住誘導・ 観光集積 地区	○ ○ ○ ○ ○	概ね0.5km
都市計画 区域外	○ ○ ○	概ね1km
その他 町内	○ ○ ○	-

第二回湯沢町地域公共交通活性化協議会資料

Point 3 交通安全施策を公共交通・自転車双方で一体的に推進

交通安全教育や駐輪場での自転車盗難対策、さらに高齢者の免許返納など、交通安全施策を交通政策として一体的に推進

Point 4 自転車施策と公共交通施策の融合による持続的な施策展開

地域公共交通計画として交通事業者や観光事業者と一体的に進める施策でも自転車の存在を明確化 例えば・・・

- 施策2-4 町内移動サービスの乗車券の統一→シェアサイクルも含むものとして設定
- 施策2-6 移動サービスデータ等のオープン化→バスに加え自転車ネットワークデータもオープン化する
- 施策2-7 駐輪場の整備による自転車利用環境の改善(駅・バス停・商店街への整備)
- 施策3-1 新たなモビリティの活用→シェアサイクルの導入目的の明確化(公共交通を含む移動環境整備の一部)
- 施策3-3 通年のアクティブツーリズムに対応した移動環境の整備→サイクリートレイン・バスの実施を交通事業者の施策に
- 施策3-4 越後湯沢駅の観光案内所の機能強化→サイクルルートのゲートウェイ機能整備を交通事業者・観光事業者と実施
- 施策3-6 誰もが楽しめるサイクリングコンテンツの整備と受入環境の拡充→サイクリングガイドの養成、ポタリングなどの商品醸成、多様な自転車の導入を観光側の施策に
- 施策3-7 世界に誇りうるサイクルルートの整備と環境の創出→ゲートウェイ整備等を交通事業者もかかわる形に

効果・結論・これから

- 公共交通と自転車計画の融合により、シェアサイクルやサイクルバスなど公共交通と密接に関係する施策の展開に交通事業者の理解
- 自転車の利用が少なく、意識がないともいえる町民にとって関心の高い公共交通計画との一体的な計画策定によりパブリックコメントなどで自転車施策に対する声も届く等の意識変化(自転車も地域の移動資源=モビリティの一つ)

計画策定(R5.3)以降に町内では様々な取組がスタート

- 町の広報「広報ゆざわ」6月25日号で自転車特集
- 町道での矢羽根型路面表示の試験施工
- 町イベントでの多様な自転車試乗体験

様々な取り組みをさらに進め、サイクルルートだけではなく、自転車に対する町民意識の変化を促していく



町内初の矢羽根型路面表示の試験施工
(計画策定からわずか2か月で施工)



町広報誌で特集



単なるサイクルルートのアピールではなく、
矢羽根型路面表示の解説も記載